

《参考資料④》

栃木県央6市5町公立図書館等の広域利用に関する協定書

宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、西方町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下「6市5町」という。）は、公立図書館及びこれに準ずる施設（以下「図書館等」という。）の広域利用について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、6市5町の図書館等の広域的なサービスの拡充を図り、もって住民の教養の向上と文化の発展に寄与することを目的とする。

（施設）

第2条 広域利用を実施する図書館等は、各市町の定める施設とする。

（事業）

第3条 6市5町は、それぞれの図書館の条例、規則等の定めるところにより、貸出しその他の広域利用に必要な事業を行うものとする。

（効力）

第4条 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、図書館等の広域利用の実施について必要な事項は、6市5町の教育委員会が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書14通を作成し、6市5町が記名押印の上、各1通保有する。

平成21年3月23日

協定者省略

※ 西方町については、栃木市との合併（平成23年10月1日付け）により脱会となっている。

栃木県央6市5町公立図書館等の広域利用に関する覚書

宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、西方町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下「6市5町」という。）は、栃木県央6市5町公立図書館等の広域利用に関する協定書第5条に基づき、公立図書館及びこれに準ずる施設（以下「図書館等」という。）の広域利用に関し、必要な事項について次のとおり覚書を定める。

（施設）

第1条 6市5町の住民が利用できる図書館等は、別表に定めるとおりとする。

（利用者）

第2条 6市5町に住所を有する者は、前条の図書館等が行う貸出しその他のサービスを利用することができる。

（貸出し）

第3条 6市5町は、それぞれの図書館等の条例、規則等の定めるところにより、貸出しを行う。

（返却）

第4条 前条の規定により貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）は、貸出しを受けた図書館等に資料を返却しなければならない。

（督促）

第5条 督促は、原則として貸出しをした図書館等が行うものとする。

2 督促対象者が住所を有する市町の図書館等は、貸出館の求めに応じて協力するものとする。

（弁償）

第6条 利用者は、貸出しを受けた図書館等の資料を紛失、汚損又は破損等をした場合は、貸出し図書館等の定めるところにより弁償するものとする。

（補則）

第7条 この覚書に定めるもののほか、6市5町の図書館等を利用するときは、それぞれの図書館等の定める条例、規則の定めるところによる。

(連絡協議会の設置)

第8条 広域利用の円滑な運営を図るため、連絡協議会を設置する。

2 連絡協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

(効力)

第9条 この覚書は、平成23年7月16日から効力を生じる。ただし、第8条の規定は、平成8年4月1日から効力を生じる。

(覚書の改廃)

第10条 この覚書を改正又は廃止しようとするときは、6市5町の教育長が協議し決定するものとする。

この覚書を証するため、本書11通を作成し、6市5町の教育長が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年7月15日

協定者省略

別表(第1条関係)

市 町 名	利 用 で き る 施 設
宇 都 宮 市	宇都宮市立中央図書館 宇都宮市立東図書館 宇都宮市立南図書館 宇都宮市立上河内図書館 宇都宮市立河内図書館
鹿 沼 市	鹿沼市立図書館 鹿沼市立図書館栗野館 鹿沼市立図書館東分館
日 光 市	日光市立今市図書館 日光市立日光図書館 日光市立藤原図書館
真 岡 市	真岡市立図書館 真岡市公民館二宮分館
さ くら 市	さくら市氏家図書館 さくら市喜連川図書館
下 野 市	下野市立南河内図書館 下野市立石橋図書館 下野市立国分寺図書館
上 三 川 町	上三川町立図書館
※ 西 方 町	西方中央公民館
芳 賀 町	芳賀町民会館図書室
壬 生 町	壬生町立図書館
高 根 沢 町	高根沢町図書館 高根沢町図書館仁井田分館 高根沢町図書館上高根沢分館

※ 西方町については、栃木市との合併(平成23年10月1日付け)により脱会となっている。